

平成24年度第2回パートナーシップ検討委員会会議録

- 日 時 平成24年7月5日（木）15時00分～17時00分
- 場 所 松戸市役所新館5階 市民サロン
- 出席者 委員長 松川 正 副委員長 井上 一
委員 原田 光治 委員 池田 眞也
委員 篠田 章 委員 渡部 栄綱
委員 恩田 忠治 委員 安蒜 正己
委員 中沢 卓実 委員 大塚 清一
委員 木村 正男 委員 渡辺 仁
委員 波田 永実 委員 福留 強
委員 川上 良雄 委員 小沢 邦昭
- 傍聴者 なし
- 事務局 市民担当部審議監 小菅 恒夫 地域振興課長 佐藤 充宏
地域振興課長補佐 関 聡 地域振興課長補佐 吉野佳代子
- 議 題 (1) 問題の抽出・整理について
(2) 他市の状況について
(3) 今後の進め方について

※配付資料

(資料1)

- ①町会・自治会と市のパートナーシップとは？
- ②町会・自治会と市のパートナーシップ検討資料

(資料2)

- ①住民自治組織比較表（県内近隣5市）
- ②全国市区町村と町内会自治会との連携・協働事業の現状
- ③市区町村と町内会・自治会等との代表的な「協働」関係のイメージ
- ④市区町村における自治会・地域コミュニティとの協働制度の導入状況

(資料3)

町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会
今後のスケジュールについて 協議の進め方（案）

(資料4)

市政協力委員推薦要領

○ 会議経過及び概要

1 開 会

（事務局）

町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会第2回会議を開催する。
委員会は、委員の過半数以上の出席により成立している。
本日、傍聴者はなし。資料の確認をする。

(委員長あいさつ)

市政協力委員制度は半世紀にわたる長い歴史をもっている。問題点もあれば良い点もあると思う。皆さんで、松戸市民のために、みんながHAPPYであるように忌憚のない意見交換をお願いしたい。

第1回目の会議に欠席された福留委員からご挨拶をいただきたい。

(福留委員あいさつ)

駅前にある聖徳大学10号館が拠点である。いつも松戸にいる。大学前の公務員宿舎にも10年住んでいた。会議の趣旨に沿った委員として勉強させてほしい。

(委員)

第1回の会議録が配布されたが発言した委員の氏名が書かれていない。それは良くない。

(複数の委員)

第1回の会議で議事録には委員の氏名を書かないことに決定した。

2 議事

(委員長)

議題(1)の問題の抽出・整理について事務局の説明を求める。

(事務局)

第2回目の会議は、各地区からの現状や問題を抽出して整理する。松川委員長、井上副委員長、関谷副委員長と協議し、当日の検討委員会は時間に限りがあるため、事前に事務局で6月25日から7月2日にかけて、各地区長さんに現状や問題についてヒアリングを行った。資料1の「町会・自治会と市のパートナーシップとは?」をご覧ください。ヒアリングの際、最初にパートナーシップの用語の意味については町会、自治会と行政の信頼関係に基づく、対等な協力関係を示す言葉であるということの説明をした。2つ目にパートナーシップの推進とは、行政として、暮らしやすいまちづくりに取り組むために、施策として様々な場面に市民の参加を促し、目的・目標を共有し、協力・連携しながら事業をすすめる、いわゆる市民参加と協働によって推進していくこととの考えを伝えた。3つ目にパートナーシップの意義と視点について、参考として協働の意義と視点を説明した。まず意義としては行政と市民(その市民とは町会・自治会であったり、活動団体であったり)お互いのいいところや得意分野を出し合うことで、地域課題の解決やより良い公共サービスの提

供ができるという意義がある。そのための重要な視点を7つあげた。①対等関係、②お互いに（ヒト・モノ・カネ）社会資源を持ち寄ること、③活動の自主性を尊重、④活動の自立化を進めること、⑤相互を理解し合うこと、⑥目的を共有し合うこと、⑦事業成果の公開の7つの視点である。

次にローマ数字Ⅱ、「町会・自治会と市のパートナーシップが目指すもの」とはであるが、豊かで活力ある地域社会の実現を目指してお互いの活動目的を共有し、町会・自治会の地域活動と市の公共サービス・事業が共に有効かつ適切に実施できるような協力関係を構築することを目指していくこととして、雑駁ではあるがパートナーシップについての、説明を行った。

続いて事前ヒアリングによる実態調査についての内容を整理した説明をする。Ⅰ町会・自治会の現状・問題についての（1）組織運営の確立の①個々の町会・自治会での組織の運営の実態については、

- ・各地区内の各町会・自治会のほとんどが定期的に総会を開催し、会計処理も適切な形で行なわれているようだが、若干の温度差がある。一方で、会計処理が不明な町会もある。
- ・行事やイベントの開催については、単独で開催しているところや合同で開催しているところがあるが、数については少なく、温度差はある。
- ・町会運営の基本的な問題として、住民の町会加入の問題があるが、町会が未加入者の勧誘をするには限界があり、市が不動産業者や転入者へ積極的な指導を行なうようなことがあってもいいのではという要望もあった。
- ・市が全市的に町会・自治会の運営状況の実態を把握すべきとの指摘もあった。

次に、②の地区のまとまりではについて説明する。総体として12地区それぞれ特徴があるようである。

- ・地区の組織として、地区会議があり地区長のもと、役員を決めており、副地区長が選任されている地区もある。
- ・地区の会議体として、地区の市政協力委員が全員集まる形の総会は年間1回開催し、それ以外に全体会議を実施するなど不定期に開催している。
- ・地区組織の役員会があり定期的な会議を開催するところもある。
- ・連合町会には町会長も市政協力委員も入っており、その役員会は頻繁に行なわれていて情報交換や協議がしっかりできている。
- ・問題点として、地区総会をやっても出席しない市政協力委員がいてまとまりがつかない。
- ・問題点ということではないが、地区の運営を行なうには事務所機能が必要だと考えるが、地区の市政協力委員の事務所を構える体制にはないことが課題である。このように各地区の組織体は様々なまとまり方をしている。

次に③全市レベルのまとまりということでは、現状全体の会議体として地区長会議が開催されているが、地区長会議という形の全体会議は必要であるとの意見がほとんどであった。一方で、全市でまとまることよりも、まずは地区内の各町会のレベルをそろえたいとの意見もあった。総体的には全地区の情報交換や協議する場が

必要であるということである。

続いて（２）の地域活動の活性化についての地区内での活動、町会・自治会の行事などの実際の活動についてヒアリングを行った結果は、町会・自治会の自主活動として（運動会、祭り、クリーンデー、防災）活発に地域の活動をやることで、地域住民の交流が図られ、地域の活性化や自分の町への愛着心につながると考え活動しているようである。

Ⅱ地域に係わる市政の現状・問題についての（１）公共サービスの提供については、記載のとおり、現状として町会と市の協力関係で行なうことで、地域としてよい結果が得られているということであった。やはり、市としては町会の協力なしでは公共サービス提供は図れないということだと思う。

（２）市政への意見要望・同意については 特に市政懇談会のあり方についてご意見を頂いた。市政懇談会の懇談は必要ではあるが、懇談内容についてのご意見と実施方法に対して改善する必要があるとのご意見が多数あった。たとえば次のとおり、

- ・市政懇談会には期待している。出席率は良くないが、場として必要である。
- ・市政懇談会のあり方もおかしい。セレモニーだったら止めてほしい。個々の町会の問題だったら個別にやればよい。地区全体の問題を話し合う場とするのがよい。

（３）市政情報の周知については、市からの情報を町会の回覧や掲示板により市民に情報発信をおこなっているが、情報量も適量で情報伝達の仕組みとしては良いということであった。学校など他の回覧を合わせるのも、市からの文書の送付があるのかないか予定が分かればありがたいとの要望もあった。

（４）募金、行事イベントの実施・参加、各種事業への協力では、

- ・市からの依頼が地区長（窓口）に集中している。

（５）各種委員、表彰者の推薦については、

- ・候補となる人材がない。

- ・地区長、町会長が一本釣りする、あるいは役員会にかけられる場合がある。あらかじめ年間スケジュールがわかっているれば調整しやすい。

- ・役員会でも地区長一任となるが、広く人材を探せる体制が必要である。本当に地区長に依頼することなのか疑問である。

というように（４）、（５）共に地区長に任されてしまうことが多く、地区長の皆さんのご苦勞は大変な状況だということである。

Ⅲ市政協力委員制度の現状・問題について

（１）制度目的である広報広聴のパイプ役としての現状問題については、

市政協力委員に任命されている自覚を持つべきであり、勉強や研修なども必要なのでは？という一方で現状に問題ないという意見があった。また個人をパイプ役にする必要はない。町会に委任してもらえばOKである。という見直し案もあった。

（２）町会・自治会の活動全般と市の関係では、

- ・市政協力委員なのか町会長との関係なのか不明確である。

- ・地区の代表は連合会の会長であり、地区長という名称を地域住民は使わないし認知されていない。

・地区によっては、地区長という役名で地元知られていない

(3) 制度設計上の問題では、

①選出方法、情報周知や地域意見の調整合意の業務体制では？

選出方法の改善や町会・自治会からの代表として町会長と市政協力員を分ける必要がなく実際に町会長が兼務している状況があるので市政協力委員の選び方を是正すべきである。また、市政協力委員向けに情報周知の手段として会報やニュースがあればとの意見があった。

②市政協力委員連合会地区長会議について？

- ・地区長会議は現状ぐらいでゆるやかで良い。
- ・地区長会議で地区長同士の話し合いがない。全市的な大きな問題・課題について議論する場が必要。
- ・自主的な交流、検討、研修視察もない。市からの要請のみだ。委員会もない。

③事務処理手数料については（町会の役員手当・活動費を含む）12地区で様々な意見があった。地区によって市からの手数料以外に活動費や慶弔費として出ている地区もあれば出していない地区もある。また、市からの手数料についての公表についても地区、町会・自治会、それぞれに違いがあった。その内容については

- ・市政協力委員の手数を7人の役員に配分している。手数料がなければ担い手は圧倒的に少なくなるだろう。町会では役員手当ては出していない。
- ・自治会長は盆踊りや祭礼で寄付を出すものとの風潮だが、多額の寄付をする財源もない。
- ・会長には神社の寄付や香典など負担も大きい。町会の役員には活動費2千円～3千円出す。
- ・町会から町会長の活動費をもらうところもある。
- ・手数料の件は周囲も知っており、オープンにして町会に還元している。
- ・町会長に手当ては必要であろう。今の手数を会長と町会で半々ぐらいがちょうどいいのではないか。
- ・手数料は個人所得なので口外しないことになっている。
- ・町会から会長に活動費が出ているところが多い。実際に経費がかかる。
- ・手数料は住民も知っており、地元へ還元もしているが、交際費もなく、必要経費に充てる。町会からは交通費1万円が出る。
- ・手数料を自治会に入れているところもある。町会からの活動費や手当は聞いたことがない。
- ・手数料は住民が知っているところも知らないところもある。ほとんどの町会で町会長から班長まで何がしかの手当（役員通信費、交際費）を出している。また、民生委員にも活動費を出している。地区長・町会長は経費がかかる。
- ・手数料は知っていると思うが、会長が配分するのは難しい。
- ・役員手当はないが、町会長で1万円を作業時のお茶代にしている。他の町会では会長1万円～班長3千円のところがある。

以上、ヒアリングの報告であるが、各地区によってそれぞれに取り組み方に違いが

あり、様々な形でご苦労されていることが多いと感じた。

また、町会・自治会の活動のばらつきなどについては、市が今までに、指導とまではいかずとも基本的な町会・自治会のあり方を示していくということがなされていなかったことが、反省すべき点として感じた。

(委員長)

続いて、事務局より事前にヒアリングした町会・自治会に関わる市政及び市政協力委員制度等の現状・問題点等についての説明があったが、皆さんから追加・補足を含めてご意見を順にお願いしたい。

(委員)

地区長という言葉はどういう意味なのか？矢切地区には知られていない。この名前は、正式には市政協力委員連合会地区長ということになると思うが私自身もここに来て初めて聞く。私の地域では市政協力委員イコール町会長になっている。別々のところは難しいと思う。

市政協力委員の手数料は、市全体で一本化するの難しい。地域により、歴史が違い、特殊性があるので統一化は難しい。

(委員)

馬橋地区は馬橋地区町会連合と、馬橋地区市政協力委員連合会の2本立てになっており回覧も出所が2種類のものになっている。町会長イコール市政協力委員がほとんどであるが、中には町会長と市政協力委員が別々のところもでてきている。理由は町会長を含む役員が高齢化してきており、特に町会長は激務により兼務することが難しくなったということである。私は町会長と市政協力委員は兼任したほうが運営上もスムーズでよいと思うが、その負担を考えると申し訳なく無理強いできないとも思う。大きく見直しをして市政協力委員制度の内容を町会、自治会に移行してもらえばなんら問題はないと思うが我々の立場でそれを町会に強いることはできない。

(委員)

資料に書いたように2つの問題点がある。1つは、町会・自治会の実態把握に関する項目、2つ目は現在の市政協力委員制度の問題点と検討課題である。先ほどからヒアリングについての報告が出ているが、それらはどこの誰が言っているのかわからないと意味がない。私は町会・自治会の実態把握について8項目資料に記しているの皆さんに読んでいただきたい。それと問題の抽出ということで、市政協力委員制度の問題点を書いた。市政協力委員制度の問題点は、町会・自治会とそれらがまったく関係を持たないということ。それ自体が問題である。規約も、なければ事務所もなく、地区長の選抜方法、議案書の作成の有無もよくわからない。町会・自治会と市政協力委員制度は、色々なことがあいまいである。私は町会・自治会の

代表が市政協力委員になるというルールを作ればよいと思う。皆さんにお配りした資料をよく読んでほしい。

(委員)

市政協力委員制度ができたとき、松戸市は上手な制度を作ったと思った。市は町会・自治会の活動を公認するとかしないとかできないので、その中から市政協力委員を選ぶという方法で市として町会・自治会の活動を半ば公認するという形で対応してきたと思う。最近になり必ずしも町会・自治会の役員でなくても、また町会長の確認がなくても、個人的な申し送りなどの理由でも市政協力委員になることが出てきた。そのあたりからひずみが出てきたと思う。市政協力委員が何のためにいるのか、その原点に立ち返るべきではないか。こうした状況の中、パートナーシップを検討するという事は結構なことだと思う。

(委員)

新松戸の場合、事前ヒアリングは地区長と、副地区長、その他一般の方を含めた5人で対応した。新松戸はマンションと地場があり、両者の市政協力委員は意見が異なる。50名もの市政協力委員がいれば、さまざまな意見があり、地域も3地区にわかれており、地域ごとの意見もある。また各々市政協力委員によって市政協力委員の仕事に対する理解も異なり、いい加減な仕事をしている人もいる。市は地区長だけの話を聞くのではなく、もっと多くの人に話を聞き、掘り下げた調査をすべきだ。

(委員)

小金地区も事前ヒアリングの際、役員会の人達を集めて意見を聞いた。小金地区は町会長と市政協力委員は2人を除いて兼務している。

連合町会があり、そこがまとめの主体になっている。市政協力委員の仕事は、賀詞交換会、市政懇談会、運動会であるが市政協力委員だけでは成り立たず、町会長に助けてもらわなければならない。市政懇談会も町会長が主体となっている。市政懇談会はかなり儀式的、形式的なもので、7割は、市が「できません」で終わりになっていると思う。議題によっては、できないことを町会と行政が一緒になり時間をかけて掘り下げて行っていくべきと思う。たとえば3年ほど前からメインストリートにある景観の悪い駐輪場の代替地について市にお願いしているが回答を得られていない。市は共同作業という言葉掲げているのだから、それに答えてほしい。市政懇談会は、本当に必要なテーマを2つ、3つに絞り中身のあるものにしたい。そうでないと報告会のようにになってしまう。

(委員)

常盤平地区は29町会あり、町会長と兼務していない市政協力委員は2名である。市政協力委員と町会長が同じであれば良いと思う。

市政懇談会は良い制度だと思う。それにより新八柱駅にエレベーターが設置され、近いうちにバリアフリーにもなる予定である。北口の県道の問題はなかなか進展せず、もう3年くらい継続事項となっているが、市政懇談会は良いと思う。

(委員)

東部地区は、14町会と最も少なく、町会長と市政協力委員はみな兼務している。まだ昔の名残があり、あまり開けていない地域であるが、市内では最も人口増加の著しい地域でこれから開けていく地域である。2ヶ月に1度、町会長の懇談会を開き、色々な行事や町会活動をおこなっているが、今のところ緩やかにすべて進んでいる。各町会長がしっかりして責任を持ってがんばっている。今月行われる市政懇談会については、今までの形式をやめて市長に直接問題をぶつける形をとりたいと思う。パートナーシップについては各地域事情もあり皆さんで話し合うのは良いことだと思う。

(委員)

事務局の資料作成には感謝している。市政協力委員制度は昭和29年、石橋与一市長の時代より始まっているわけだが、私は、この制度は残っていてよいと思う。当時の委員は町の有力者などいわゆる「お大臣」という方々であったが、時代とともに主に高等教育を受けた人々にかわり、地域の住民もマンション住民が大きな割合を占めるようになってきた。そうした中、市政協力委員も変わっていかなければならないと思う。まさにイノベーションである。読売新聞の本郷谷市長と河村市長の記事にもあるように、昨今、自治会等への関心が薄い。何らかの工夫が必要である。市政協力委員をどの時点で、どの段階で、どのように市政協力委員を巻き込んで展開していくかが大切である。

明第1地区は、市政協力委員イコール町会長になっている。マンションについては15棟くらいあるが、私の代になってからは市政協力委員にはさせず、班長になっている。マンションの工事の時には、自治会長の判がないとできない。判を押す前には必ず自治会への加入を勧めるようにしている。

市政協力委員とは何か？曖昧模糊としている。地域によって異なる事情や、歴史を尊重してどうやってよい方向に持っていくか。それを考えるのが我々の務めである。

(委員)

五香六実地区は51町会あり、自治会に加入していないマンションが12、3ある。加入していないマンションは、市政協力委員も立てておらず、市の配布物、回覧等は仲間が代行して配っている。町会長イコール市政協力委員として徹底している。そうでないと市からの連絡は市政協力委員で止まり、町会に流れていかない。ただ半数の町会、主に世帯数の小さい町会では町会の規約により1年で任期が終わってしまう。なるべく、みなで町会を助け合いながら町会を生かしていくようにし

て、スムーズに引継ぎをして支障のないようにしてほしい。地区長の選出は2年に一度委嘱状を受けた市政協力委員が集まり、民主的に決めている。手数料の話は、私どもではまだ議論をしておらず、時期尚早と思っている。この先地域の实情に合わせ必要があれば話し合いたい。今のところ市政協力委員制度については今までの方法でなんら問題はない。

(委員長)

各地区長をされている委員の方々からの意見が出揃ったので学識経験者であるお二人の先生方、及び行政職のお二人からもご意見、感想などお聞きしたい。

(委員)

町会長と市政協力委員が同じであることがスタンダードであることがわかった。違う人が少数いるようであるが、その方たちは、なぜ違うのか知りたい。またマンションの管理組合、町会、市政協力委員制度の3つの関係を、どのように関連づけていくかという問題もある。マンションは棟数でなくその住民数で考えると相当数になるわけでそのあたりをどう市政協力委員制度の中にどう取り込んでいくか真剣に考えていく必要があり、そこに関心を持った。

(委員)

松戸市の市政協力委員制度は50年以上続いている。ここにお集まりの方々皆さんご立派で、ご苦労されているのがよくわかる。いわば4、5万人の小都市の町長さんがここにいらっしゃるようなものである。事務局が大変よくまとめているが問題はかなりたくさんあり、全国的な問題と一致しているようにも思う。皆さんは、町会とはどういうものか？どんな問題があるのか？という町内会と地区長としての立場と2つの立場で考えている。まだ話題には上っていないが、市政協力委員の研修や、基準の設定などという意見も出てくるかも知れない。市政協力委員制度ができた当初は、特別な基準はなく、実態に合わせた基準で成り立ってきたものが、長い時間の経過とともに住民やその形成も変化し発展してきた。いわばそういった発展の下に問題が生じているように思う。ひとつの発展過程なのであろう。今後は、たとえば言葉は悪いが地区長の下で核になって働いている人達にはどんな人がいるのか？そうすると、後継者を育てるという面も見えてくるかもしれない。いろいろとお話を聞いて全体が見えてきたので皆さんの話し合いについていけるかと思う。

(委員)

松川委員長の地区も説明してください。

(委員長)

自分の地区は、30町会ほどあり松戸市でも古い地区である。町会長は市政協力

委員を兼務しており、ほとんど変わらない。地区長は、委嘱を受けた市政協力委員が集まり選挙で選ばれ公正である。古い町であるので市政協力委員を長く務められている方も多く、私は26年、岩瀬や松戸新田のほうには50年務めている方もおり、そのような町会は、その方がすべてを仕切っている。今後新しいパートナーシップを築いていくとすれば、丁寧に、丁寧に説明する必要があり時間もかかると思う。

次に行政職のお二人から、意見や感想をお願いしたい。

(委員)

昨年まで、環境担当部におり、ごみ問題に携わってきた。そこで地域の皆さんがいかにかきれいな、快適な市民生活を送るために、日々ご苦労されていることかを実感し、皆さんの協力なしにそれを守ることはできないと痛感した。市政協力委員制度は地域を良くするためにどうあるべきか、その原点に立って考えていきたい。

(委員)

市民自治担当の立場から地域の皆さんのご苦労を非常に感じている。今まで行政は町会・自治会という組織に頼り、市政協力委員はその中で町会そのものであった。近年市政協力委員という個人を選出されるようにもなり制度的な保障が欠けてきているのかと思う。同時に町会の裁量権を考えることも必要と思う。また、先ほどの委員がおっしゃるように、市と町会との結びつきについてもよくよく考えてみるとはっきりしていない。誰が見てもおかしくないような確証、市と町会の制度的な保障を考える必要があるのではないかと思う。

(委員長)

委員の皆様には、松戸市の町会・自治会、地域に係る市政及び市政協力委員制度等の現状・問題について共有できたのではないかと思う。最終的には、皆様との今後の協議を経て、再度、現状・問題について見直すことになると思うが、時間も限られているので、ここまでにして次の議題に移りたいと思う。議題2の(2)について事務局の説明を求める。

(事務局)

(2) 他市の状況について、A3横長の資料、住民自治組織比較表は、本市に隣接する流山市、柏市、鎌ヶ谷市、市川市、それに船橋市を加えた近隣5市と松戸市を比較したものである。比較した項目は、基礎データ、町会自治会の概要、全市的連合組織の概要、地域への広報広聴業務の方法である。

まず、町会自治会の概要の比較についてであるが、松戸市の1自治会あたり平均世帯数は412世帯ですが、船橋市は240世帯、市川市が619世帯と違いが見られ、加入率では、松戸市は73.5%ですが、市川市が低くて63%である。地

域ごとのまとまりは、松戸市の場合、連合町会が23あるが全市域をカバーしているわけではなく、船橋・市川は全市域を地区分けして連合組織がある。団体結成時の届出制度については、4つの市で正式な届出制度があるが、松戸市は公式な制度がない。非公式にやっているが、町会・自治会の定義がなく、実態の把握が徹底できないということでもある。

次に、全市的連合組織の概要であるが、船橋市、市川市、鎌ヶ谷市の3市で自治会連合協議会が結成されている。それぞれの連合協議会が何をやるのかで活動内容、会費、補助金など違ってくと想定される。各市住民自治組織は異なっており、そういう状況の中で地域への広報広聴業務を松戸市では市政協力委員制度で行っている。松戸市は406名の市政協力委員を市長が委嘱して担っていただいている。そして、地区ごとの地区長により市政協力委員連合会がある。船橋市は、各自治会へ依頼する方式で、まずは自連協（自治会連合協議会）へ説明した後、市が自治会に配布する。市川市と鎌ヶ谷市は、自治会連合協議会に委託契約して、各自治会が住民に配布をする。柏市と流山市は、自連協がないので、直接各町会・自治会に依頼をしている。

手数料については、松戸市は市政協力委員個人に支払いし、ほかの市は各町会・自治会の会計に入る形となっている。その他では、各市の特徴として、市川市は、昭和27年に市広報員制度を施行、昭和31年に廃止して事務委託制度に移行している。また、柏市では、自治会連合協議会はないが、町会長等の会議、それから20地域にふるさと協議会（町会・自治会のほかに子ども会や老人会、民生委員、青少年育成団体などで構成）があり、この協議会が全市域にあるという状況である。流山市は、行政連絡員が担っていた広報業務を平成17年に自治会委託に切り替え、行政連絡員も平成22年に廃止している。

次に、全国市区町村と町内会自治会との連携・協働事業の現状について、2008年に実施した全国調査の結果で1,116の市区町村からの回答によるとまず町会・自治会にやってもらっていることとして定期広報物の配布回覧が全体の84.1%、非定期・緊急の配布回覧80.7%、地区要望の取次ぎ82.9%、寄付金・募金集め82.3%、という状況である。本市がお願いしていることは全国的にも同様の状況にあると考えられる。市区町村と町内会・自治会がどういう形で協働関係をもっているのかという代表的なイメージは4つあり、①行政区長型、（市長が自治会長を区長に委嘱するタイプ）、②行政協力委員型（市長が住民個人を委嘱するもので、市政協力委員制度はこのタイプ）、③包括委託・交付型（連合自治会と関係を結ぶもので、委託や補助というタイプ）、④個別委託・連携型（個々の自治会と関係を結ぶもので、委託や補助、指定管理もある）となる。全国的に多いタイプは、単一自治会連合会型72.0%で全国の1,116市区町村の72%に自治会連合会のような組織があるということになる。それから行政区長型41.6%、行政協力委員型14.1%である。市政協力委員制度も含まれる行政協力委員型は、1980年、32年前の自治省の調査では73%あったと言われている。それが2000年の調査で20%に減り、この2008年調査で14.1%という状況であ

る。包括委託型 14.2%、包括交付型 39.4%、個別提携型 34.4%、本市の防犯灯の補助制度はこの個別連携型に入ると考えられる。広域ブロック地区連合自治会型、22.6%、広域ブロック住民協議会型、17.9%、という結果である。複数の制度を併用している場合があるので、合計は100%でなく、250%を超えている。

続いて、(3) 今後の進め方についての説明をします。資料3今後のスケジュール、協議の進め方については、第1回会議でも提案させていただいているように、今年度6回の会議を予定している。本日で2回が終了する。第3回以降の進め方についての事務局の提案としては、まず、第3回は「問題の整理の②」として、より深く掘り下げて研究したほうが良い事例があれば、視察に行ったり、お話をしに来てもらったりすることも参考になるのではないかと考えている。あるいは、事務局で調査してきて報告ということでも良いと思う。テーマとしては、市政協力委員制度を廃止したところ、あるいは、全市的な自治会連合協議会があるところなどが考えられると思う。

第4回では、この委員会で現状や問題の整理がある程度できたら、実態調査を兼ねて市政協力委員のみなさんにアンケート調査をして広く意見を聞いたらどうかと思う。または、地区ごとの意見を聞く機会を設けるとの考えもある。会議形式だと全員が発言する機会は限られるので、まずはアンケート形式がよいと思う。その結果を整理しつつ、第5回と第6回の会議で課題を整理して、市長報告に繋げていきたい。市長報告で一定の方向性が見えた段階で、検討委員会の報告内容を市政協力委員の皆さんに説明する必要があると考えており、各委員の皆さんに直接説明するのは、この段階かと思う。その理由は、来年度、25年度に市政協力委員を委嘱換えする準備は2月にスタートするので、それに合わせて説明しなければならないと思うからである。

(委員)

どんな立派な制度をつくっても、地域をまとめることができなければ意味がない。協議のまとめ方が悪くてもだめで今は、まだバラバラである。もっと地区長が市政協力委員と話をするべきだ。地区ごとに検討会を開いたほうがよい。方向付けもしていないのに他市に視察だ、見学だというというのはダメだ。

「地域」とは何か？私に言わせれば町会・自治会が基本的な団体であり、中心的な役目を果たすところである。町会・自治会と市政協力委員の関わりは地区長だけで決められない。地域の特性や問題点を、地域でもっと話し合い検討すること。

(委員長)

今、言われたことを、他の地区長さんも皆、同じように感じている。地区長の委員みなさん日ごろから非常に努力されていると思う。地域の話し合いが必要なことはわかるが、視察がまったく意味のないものであるかどうかわからない。この問題は100年安心くらいのつもりで新しい体制を構築していくもので、そう考えれば、

広く色々な意見を聞くことはもちろん、他市への視察等により様々な観点から考えることも意味はあるのではないか。

(委員)

地区長になり4年もたっているのに地域のことでわからないことがある。先ほどの第3回のテーマ「問題の整理」でより深く掘り下げて研究したほうが良い事例として、連絡協議会がある。資料の明第1地区に胡録台連絡協議会とあるが、私は今回それを初めて知った。市政協力委員であっても、そういった市の情報は知らず、市は情報として得ている。また市内にいくつかの連合町会があることは知っているが、それは防犯灯の関係で連合という形をとっているだけなのか？実態がよくわからない。集まりなどあるのか？そういったことがよくわからない。

(委員長)

連合町会には、連絡会議という集まりがある。

(委員)

来年度、市政協力委員が変わるかもしれないのだから、地区長と市政協力委員が検討してくるほうが先。そして方向づけし、秋ごろには市政協力委員に報告しなければならないのではないか。

(委員)

来年度、市政協力委員制度が変わる前提で話をしていくのか、あるいは現状のまままでいくのか、まだ結論は出ていない。手数料の問題もあるし、その方向づけが決まらない段階であり、もう少し議論の余地があるのではないか、もしかしたら早急に変えていくのは、現場に混乱が生じるかもしれない。もう一度話し合いをするべきだと思う。ただ方向を決めずに議論をしていると先に進まない。

(事務局)

段取りとして、皆さん代表として委員として参加されているので一定の方向づけをしてから各市政協力委員の方々に説明をしたらと思っている。ただ他の市政協力委員の方々の意見を聞く必要もあると思うので、秋にアンケートという形で意見を聞き、1月ごろには市長への説明という段階になるかと思う。そのときに市政協力委員の方々に説明するというのが先ほどの私の説明である。視察については方向づけを出す前にするか、出した後で視察するかというだけの違いである。次回はここでまた同じように話し合いでよいと思う。

(委員長)

8月の第3回の委員会も今日のような話し合いということでよろしいですね。

(委員)

今回は、市がこのパートナーシップをどのように進めていきたいのか聞きたい。もう一度話し合いでよいのではないか。

(委員)

手数料の問題も議会にあがっているわけだから、制度と手数料の問題についても行政側がどう考えているのか示してほしい。

(委員長)

この委員会の今後の協議の進め方について、みなさんのご了解をいただけたと思う。とにかく、ゆっくりと積んでは壊し、積んでは壊しの繰り返しによってより良いものを作り上げていきましょう。

これで「第2回町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会」を閉会とします。